

令和8年5月18日

## 繁華街を安全に歩けるまちを目指します！ ～ 客引き行為防止条例改正を周知する特別巡回 ～

令和8年6月1日(月)から、改正された「福島市客引き行為等の防止に関する条例」が施行されます。

条例改正の周知と客引き行為への注意喚起を行うために、特別巡回を実施します。

### 記

- 1 日 時 令和8年5月22日(金) 午後8時～9時  
(雨天決行)
- 2 場 所 スタート:まちなか広場(主催者あいさつ、事務局説明)  
巡回箇所:福島駅東口駅前繁華街
- 3 内 容  
(1)主催者あいさつ  
(2)事務局説明  
(3)特別巡回
- 4 出席者  
・市長  
・福島警察署  
・福島市繁華街の安全安心を考える懇談会  
・市民・文化スポーツ部長、市民・文化スポーツ部次長、生活課長

#### 条例改正のポイント

- ① 全業種が対象となります  
これまでの風俗関連営業だけでなく、居酒屋やカラオケ店など、すべての業種の客引きが指定区域内では禁止となります。
- ② 市が行政指導を行います  
客引き行為の未然防止のため、客引き行為等を行う者や行われる恐れがある場合には、市が指導を行うことができます。

担当: 生活課 安全安心・避難者支援係  
課長 綿谷、課長補佐 菊地  
電話 024-525-3787(直通)